

# 宮城・市川橋遺跡

いちかわばし



(仙台)

市川橋遺跡は、多賀城跡の西南一帯に広がり、特に八世紀後葉以降、多賀城に伴う方格地割が施工され、都市的空間が形成された。方格地割の西半部が山王遺跡、砂押川をはさんで東半部が市川橋遺跡である。

二〇〇一年度は第二八次調査として東西大路の南側一〇七四〇m<sup>2</sup>を対象として実施した。同調査において、南北大路は東西大路の南側では確認できず、代わりに

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 所在地             | 多賀城市市川字鴻ノ池・高崎字水入      |
| 2 調査期間          | 二〇〇一年(平13)四月～一二月      |
| 3 発掘機関          | 多賀城市埋蔵文化財調査センター       |
| 4 調査担当者         | 千葉孝弥、島田 敬、鈴木孝行、斎藤 稔ほか |
| 5 遺跡の種類         | 地方都市跡                 |
| 6 遺跡の年代         | 奈良時代、平安時代             |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 |                       |

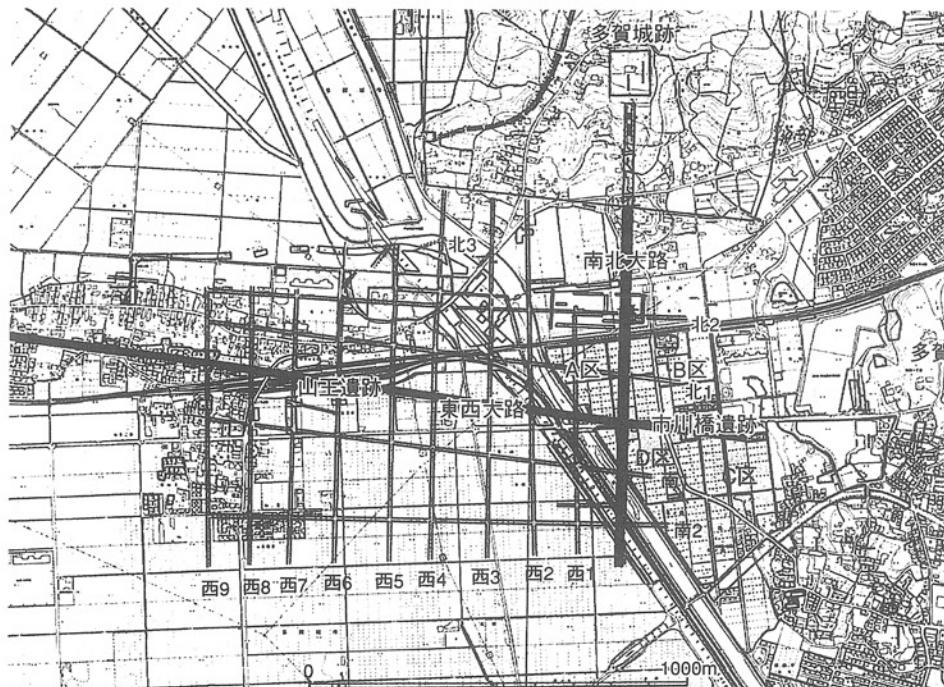


図1 多賀城城外の方格地割と調査区

(『多賀城市文化財調査報告書第57集 市川橋遺跡』多賀城市教育委員会, 1999年より)

その延長線上すなわち多賀城政厅中軸線上には旧河川を改修した直線的な河川が発見され、その両側には東〇・西〇道路の存在が想定されるに至った。城外の整備は道路網のみならず水上交通の便も視野に入れていたことが注目され、古代都市多賀城の構成を知る上で大きな成果と言える。

南北・東西大路の交差点から南東約三〇〇mの地点にあるC一一〇区では八世紀後葉頃から九世紀にかけての河川を発見した。周辺の調査成果より、この河川は多賀城南面を北西から南東方向に蛇行して流れているもので、城外に方格地割が施工される以前の自然の流路と考えられる。この河川の下層には多量の木製品を含む層があり、漆紙文書一点とともに木簡一点が出土した。うち釈読できたものが六点(1)~(6)、他の五点(型式番号032一点、039一点、08111一点)は墨痕は確認できたが、釈読することはできなかつた。

D八三〇区の北半部ではC一一〇区で発見した河川と同一の河川を検出した。木簡は六点出土し、解説できたものが四点ある(7)~(10)。他の二点は、表裏に墨痕が確認できるものの判読不明なもの(型式番号081)と、上下端ともに切り込みがあるものの墨痕は確認できず、切り込み部が浅いところから付け札の未完成品か木簡状の木製品かと考えられるものである(型式番号031)。なお、この調査区の東側約八〇mの位置にあるC一二〇区でも延長部分を調査しており、多量の土器と共に延暦九年の木簡が出土している。在地の土器

とともに畿内系土師器が多数出土していることが注目される(未報告)。

東西大路の南側に面し南北大路の延長線上に位置するD一〇〇区、その南側に接するD二七〇区では、①段階(八世紀中葉以前)・蛇行する旧河川、②段階(八世紀後葉頃)・旧河川を整地した後に掘削した運河状の東西大溝とその西端部に構築された橋脚状遺構、③段階(八世紀末から九世紀後葉)・西〇道路と改修された河川、④段階(九世紀後葉から一〇世紀)・建物・井戸が存在する区画へと四時期の変遷があり、性格が大きく変化していることを確認した。木簡は①段階の河川、②段階の運河状大溝、③段階の河川と西〇道路側溝から三〇点出土した。判読できたものはその内の二二点である。①段階の旧河川はC一一〇・D八三〇区で発見したものと同一のものである可能性がある。この地区においては土砂の堆積によって埋没が進み、その堆みには整地地形が施されている。河川堆積土より木簡が二点出土しており(11)(12)、最上部の腐食した植物の層から出土した木簡は天平宝字三年(七五九)のものである。運河状大溝からも木簡が三点出土している(13)~(15)。③段階の河川は一〇世紀前葉を下限とするもので、九世紀を中心として多量の土器が出土しており、木簡が二点出土している(16)(17)。この時期の河川からは人面墨書き土器など祭祀関係の遺物も多く出土しているが、ウマ・ウシなどの動物遺体の出土量の多さが注目され、この地区的周辺にそれら

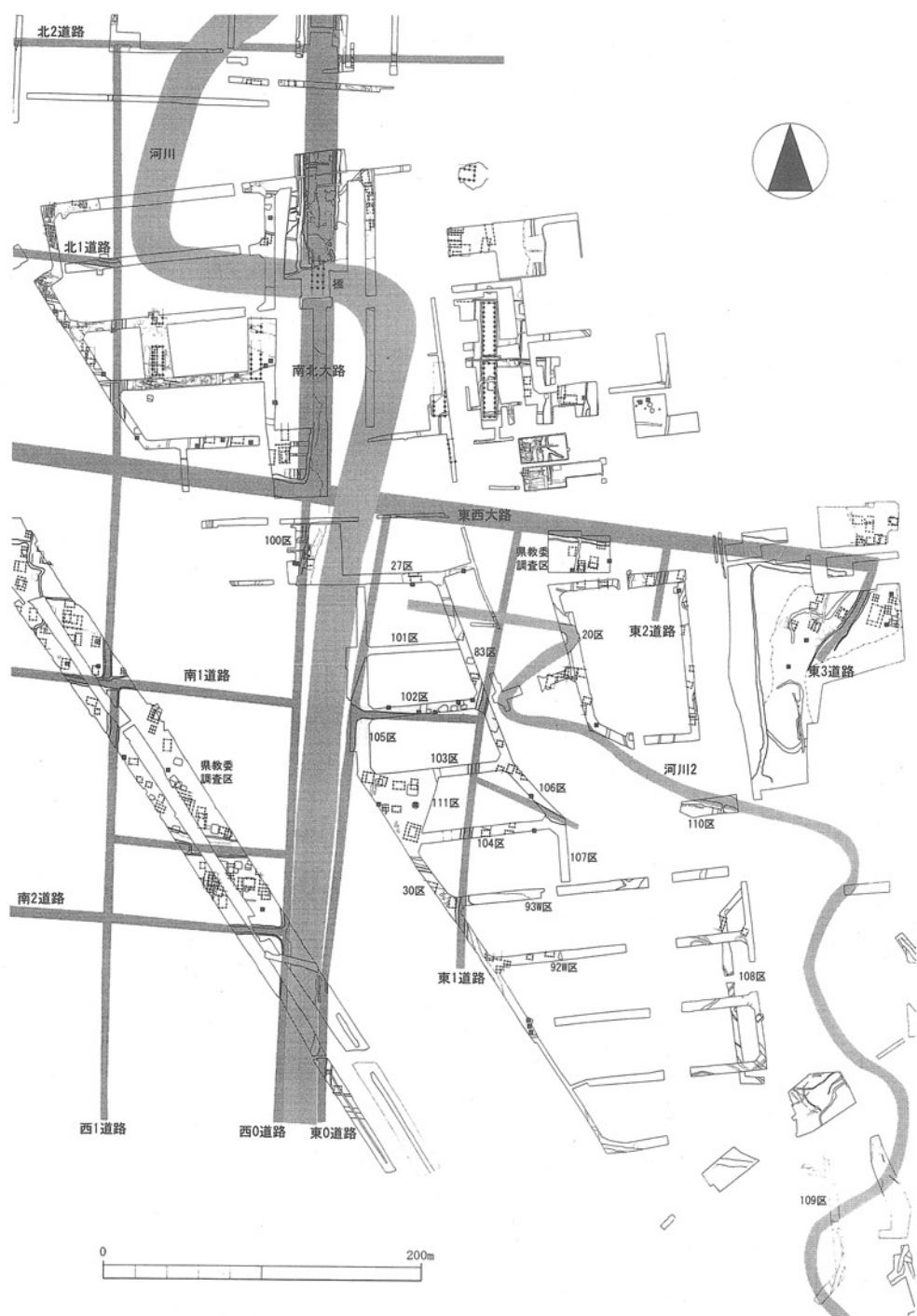


図2 多賀城南面の道路と河川

の解体に関する施設の存在が想定される。

(3)段階の河川の西側に隣接する西二道路西側溝では六時期の変遷を確認した(a-f期)。木簡は各時期の埋土より出土しており、その内訳はa期が一点(18・19)、b期が九点(20-28)、c期が一点(29)、e期が一点(30)、f期が一点(31)、不明一点(32)である。南北・東西大路の交差点より南約二八〇mの地点にあるD三〇区、同じく南東約二三〇mの地点にあるD一〇四区では東一道路を発見

8 木簡の釈文・内容

C—10・D八三区①段階河川跡

The following table summarizes the data points shown in the diagram:

Strokes	Frequency
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

323×50×7 065

(2)      
年

年  
□  
□

(184) × 21 × 6 061

90) × (32) × 7 081

卷之三

23) ×(18)×2 081

21

卷之三

85×15×3 011

卷之三

210) × 35 × 10 019

95) × (17) × 4 081

- |                  |                    |                   |              |
|------------------|--------------------|-------------------|--------------|
| (12)             | □壺裏百串              | D 100・11七区關○道路兩側溝 | ×22×4 032    |
| ・〔天平カ〕           | □寶字三年二月廿一日         | (104)×(21)×6 081  |              |
| ・□寶字三年二月廿一日      | 「官」                |                   |              |
| 〔天平カ〕            | □封口二口 右件封口今月廿四日    | 223×26×20 065     |              |
| 〔天平カ〕            | □訖仍還使占マ小國返抄口       | (287)×34×8 081    |              |
| 〔天平カ〕            | 「大大大大大大大」          |                   |              |
| 〔天平カ〕            | □道淨河淨河之之之之之人人人人人人人 | 445×34×8 011      |              |
| 〔天平カ〕            | 「七区③段階河川跡」         |                   |              |
| 〔天平カ〕            | 「莫謹牒宣捧口便使口口口知下口口口」 |                   |              |
| ・〔■■□〕           | □□□□               | (342)×22×7 019    |              |
| 〔天平カ〕            | 「V口口一丈口口稅長口一丈V」    | 124×10×4 032      |              |
| 〔天平カ〕            | 「道道道カ」             |                   |              |
| 〔天平カ〕            | □解                 |                   |              |
| 〔天平カ〕            | 「失馬文」              |                   |              |
| 〔天平カ〕            | 「國判」               | (題籤軸)             |              |
| (111)×(46)×3 081 |                    |                   |              |
| (17)             | □□                 |                   |              |
| 〔麻呂カ〕            | 鳥取子人成              |                   |              |
| 〔麻呂カ〕            | 鳥取稻人口              |                   |              |
| (18)             | 「V 色麻郡米□斗」         | (83)×24×5 032     |              |
| (19)             | √大」                |                   |              |
| (20)             | 「馬口 (題籤軸)          | (280)×11×10 061   |              |
| (21)             | ・「<安積郡長口鄉□□□米五□」   | 〔江カ〕 〔鳥カ〕 [斗カ] ○  |              |
| (22)             | ・「V 七月廿日           | ○」                | 215×21×5 032 |
| (23)             | ・「□□米□角 五斗」        |                   |              |
| (24)             | ・「V□□□万□」          |                   |              |
| (25)             | ・「V □□」            |                   |              |
| (26)             | ・「V                |                   |              |
| (27)             | ・「失馬文」             |                   |              |
| (28)             | 〔六カ〕               |                   |              |

- (28) • □万五斗  
• □□」  
(75)×26×4 059
- (29) • 「収納借貸正税式  
• 「延曆十九年□ (題籤軸)  
□□三寶□□〔道カ〕  
(75)×(22)×4 081
- (30) (31) □人  
(32) □□  
□□  
□□□〔道カ〕  
□□□□  
□□□□□  
(40)×(40)×3 081
- (33) △△○凶東一道路側溝  
「▽白米上  
(67)×19×5 039
- (34) D-○凶凶東一道路路面  
• 「 □〔符カ〕  
• 「 □  
□□□ (題籤軸)  
(54)×42×9 061
- (1)は便宜上の表裏関係である。表面のみ調整している。裏面は墨痕が確認できるものの腐蝕が甚しく、解読は困難である。四ヵ所に穿孔があり、木簡として使用された後、転用された可能性がある。(2)は上から二へ四文字目は天地が逆に記載されている。鳥形に転用したものかと考えられる。墨書と鳥形との関係は不明である。(3)は上端および右端が原形をとどめている。穿孔が二ヵ所ある。左下は穿孔部分より折れ、二行目は文字が半截されて解読できない。裏面は未調整である。(4)は三片に分割されている。上部が欠損しており、下端は原形をとどめている。左右両側面は第二片の一部が完存している。穿孔が四ヵ所ある。表裏ともに調整されている。ただし表面については第二孔より下部が、裏面は第一・一片上部が削られている。第二片と第三片は刃物によって切断されている。(5)は四片に分割されている。折敷の底板を木簡として転用したと推測される。(6)は側面に穿孔がある。下端は刃物により切断されているが、木簡の整形に関わるものか、廃棄等に関わるものは不明である。表裏ともにカットガラス状に削っている。墨書は穿孔部分から始まっている。考選木簡の可能性がある。(7)は表裏ともに調整されている。左側切り込み部より上は欠損している。(9)は左側切り込み部が欠損している。裏面は未調整。(10)は左右上端が原形をとどめており、下端は欠損している。最も下の文字は「万」ないし「下」の可能性があるが、断定は困難である。

(11)は上下端、左右側面、いずれも欠損。へラ状に加工されている。

(12)は左辺および下端は原形をとどめる。上端一部欠損しており原形をとどめないが、上端は山形に成形されていたと考えられる。表面一字目は扁・肉づき（月）のみ残る。以下の記載から「腊」の可能性がある。

(13)は円柱状の材を不整形に削った木製品である。下端部は断面が円形を呈しており、その一部を面取りして平坦な面を作り出し、文字を記している。墨書は木製品に伴うものかと推測されるが詳細は不明である。(14)は上端が刀物によつて切断され、右隅が欠損している。下端は左隅を欠損する他は原形をとどめている。左右両側面は原形をとどめる。表裏ともに調整済み。返抄に関わる木簡である。

(15)は習書。刻線が三ヵ所（左側上端より一三四mm、一四四mm、一五二mm）ある。墨書と刻線とが重なつてゐるため、墨書に伴うものとは考えがたい。

(16)は5片よりなる。上端は山形に成形している。下端は欠損。左右両側面は原形をとどめる。表裏関係は不明。釈文には掲げていなが、表面上端に削り残りと思われる墨痕がある。表面积文「便使」の下の文字は「上」もしくは「占」の可能性があり、便使の名前を記したものと推測される。(17)は上下左右いずれも欠損。

(18)は表裏調整。陸奥国色麻郡からの荷札。(19)は表裏とともに調整。上端欠損。左右両側面は、切り込み部より上、欠損。(20)は断面がほ

ば正方形で四隅をわずかに面取りしている。上端は墨書のある面のみ面取りしている。軸木口ではなく、軸部に文字を記した例は現在のところ見あたらないが、文字が木簡の上端のみに記されていることや、形態などから題箋軸と推定される。「二字目は「乘」または「券」か。(21)はエグリによる切り込み。陸奥国安積郡長江郷からの荷札。ただし、「和名抄」では、長江郷は安積郡ではなく、会津郡に見える。下端に裏面から穿孔がなされているが、墨書との関係については不詳。(22)は上端が欠損。下端・左右両側面は原形をとどめる。「米」の下は「石」または「在」か。(23)は左右の切り込み部が非対称である。(24)は上端・下端ともに切り込みを入れている。裏面は荒く削られている。上下端ともに文字を切つてゐるため、二次的加工と推測される。(25)は表裏ともに調整。上下端、左右両側面、いずれも欠損。墨書は半截され、右半分のみ残る。(26)は六片の削屑を接合。

(27)は題籤軸である。表裏は確定できず、便宜上の表裏である。題籤部は縦二九mm横二六mm、軸部は縦一〇一mm横一三mmが現存する。走失した馬に関する文書の軸と考えられ、「国判」は注目されよう。(28)は表面二文字目が「万呂」の可能性がある。裏面は墨痕が確認できるが判読は困難。白米の荷札か。(29)は題籤部のみ残り、軸部は欠損している。借貸の収納に関する文書の軸である。(30)は右辺が原形をとどめるが上・下・左辺は欠損。文字の一部が半截している。(31)

2001年出土の木簡



(15)



(16)



(17)



(14)



(10)



(8)





(12)



(27)



(29)

は二片が接合。上下端、左右いずれも欠損。(32)は表裏で文字の天地が逆転している。表裏の関係は不明であり、便宜上の表裏である。裏面の第二字目から下は、門構えの文字が続くことが確認できる。また、第二字目から第四文字目までは、同字か。

(33)は下端が欠損。右辺切り込み部がわずかに残る。「白」は字形としては「百」に似るが、意味としては「白」と判断した。白米の荷札である。(34)は題籠部のみ残り、軸部は欠損。左右両側面の一部のみ原形をとどめる。

なお、木簡の釈読にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏・中央大学大学院生の廣瀬真理子氏の御教示を得た。

#### 9 関係文献

多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第六七集 市川橋遺跡—城南土地区画整理事業に伴う発掘調査略報四一』(二〇〇一)

(千葉孝弥・鈴木孝行)